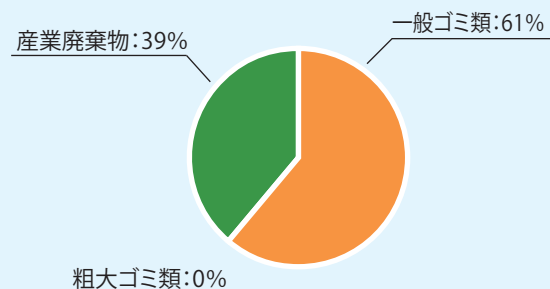


令和5年 川内川ゴミマップ(上流域①:伊佐市)

発見件数(令和4年度)

一般ゴミ類: 11件
粗大ゴミ類: 0件
産業廃棄物: 7件
合計: 18件



発見後処分したゴミの内訳

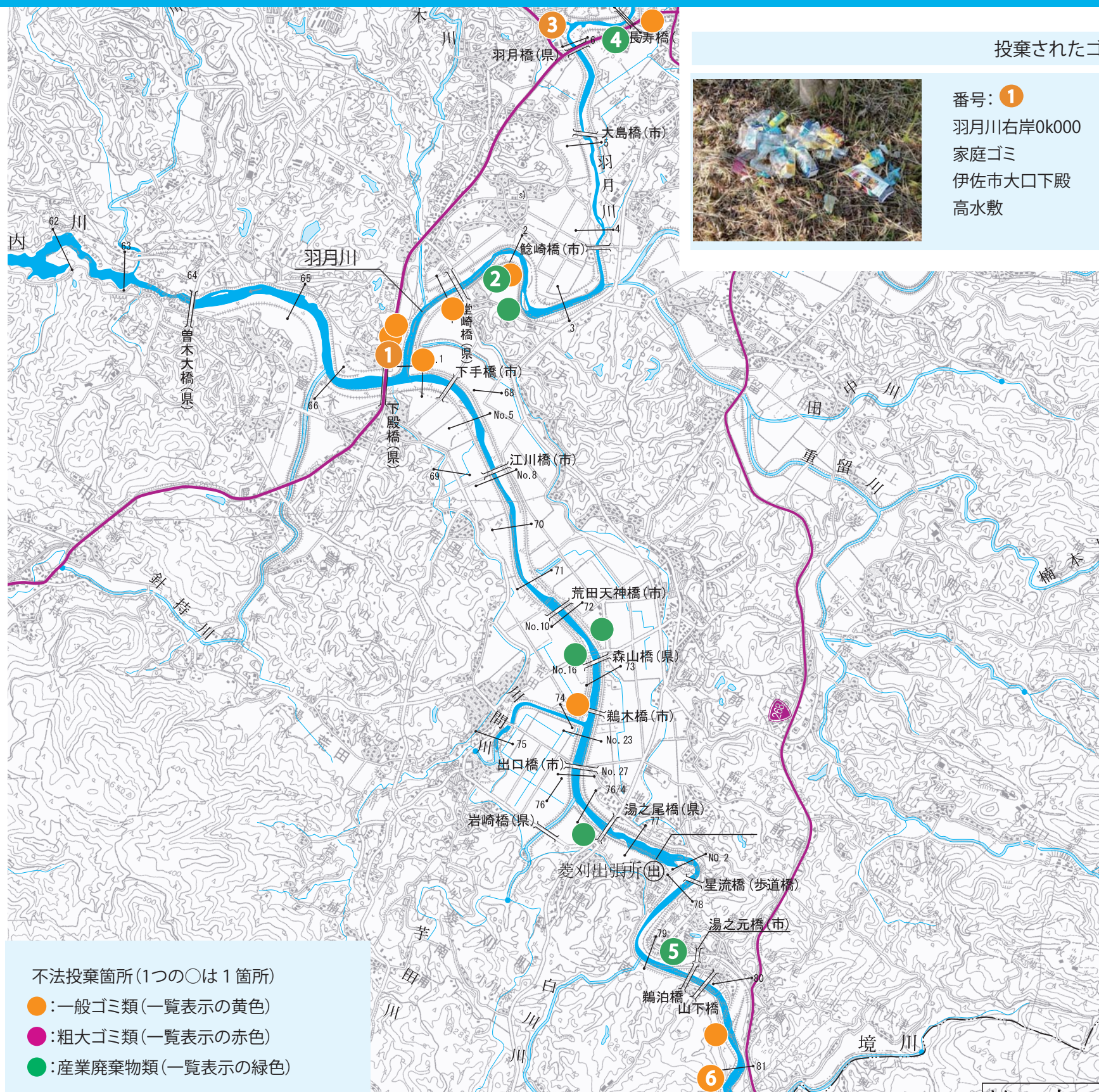
一般ゴミ類
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 4.4袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 0.2袋
ペットボトル 2.6袋
空缶・ビン類 2.2袋
※ゴミ袋は90Lを使用。

粗大ゴミ類
粗大ゴミ 1.0個
家電リサイクル法対象物 1.0台

産業廃棄物類
建設廃材(土木・建築) 2.0箇所
農業廃棄物 2.0箇所

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。
川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。
・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
羽月川右岸0k000
家庭ゴミ
伊佐市大口下殿
高水敷



番号: ②
羽月川左岸1k500
タイヤ・段ボール
伊佐市菱刈下
須川樋管上流
高水敷



番号: ③
羽月川右岸6k400
家庭ゴミ
伊佐市大口鳥巢
狐岩樋管下流
川表面



番号: ④
羽月川左岸6k900
塩ビ波板
伊佐市大口鳥巢
長寿橋下流
高水敷



番号: ⑤
川内川右岸79k400
ガードレール支柱
伊佐市菱刈川南
湯之尾第2樋門上流
高水敷



番号: ⑥
川内川左岸81k100
家庭ゴミ
伊佐市菱刈川南
広田第一樋門下流
堤防道路法肩

国土交通省 川内川河川事務所

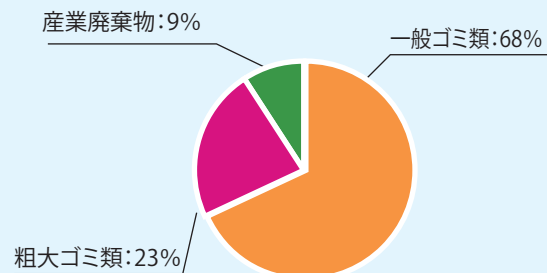
川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

令和5年 川内川ゴミマップ(上流域②:湧水町)

発見件数(令和4年度)

一般ゴミ類: 15件
粗大ゴミ類: 5件
産業廃棄物: 2件
合計: 22件



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 3.3袋
空缶・ビン類 2.6袋

※ゴミ袋は90Lを使用。

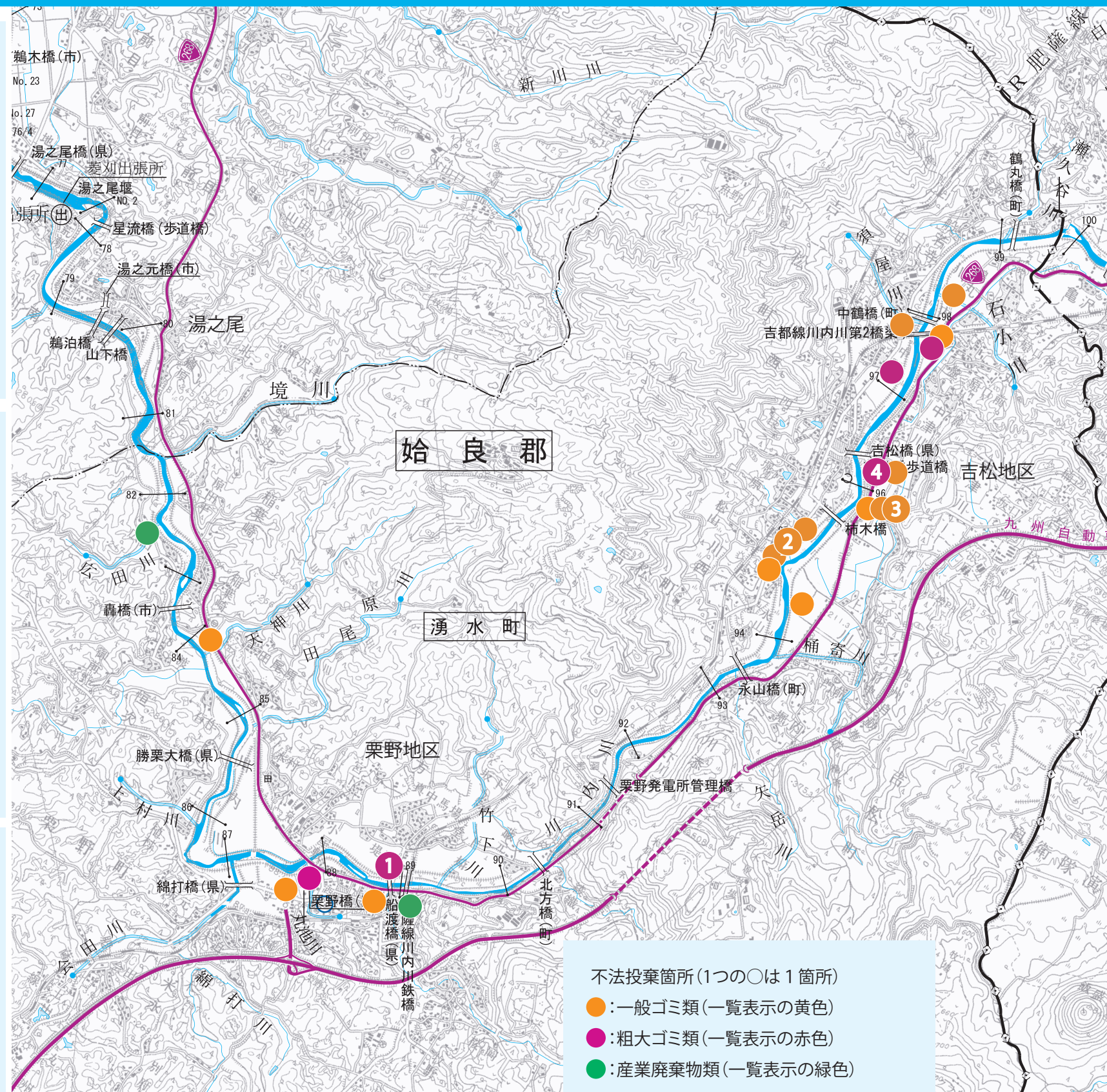
粗大ゴミ類
家電リサイクル法対象物 0.5台

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

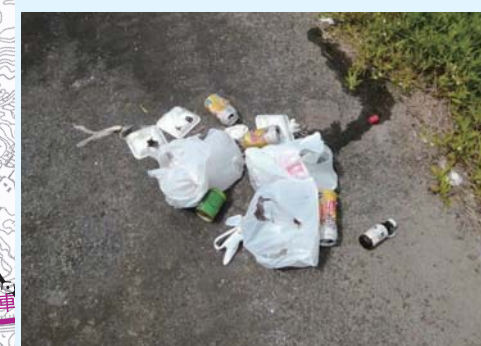
・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
川内川右岸89k000
家電製品(テレビ)
湧水町北方
舟渡橋上流
川裏法面



番号: ②
川内川右岸95k000
家庭ゴミ
湧水町川西
宇都川樋門下流
川表坂路



番号: ③
川内川左岸95k800
家庭ゴミ
湧水町川西
柿木橋上流
川表天端路肩



番号: ④
川内川左岸96k400
家電製品(照明)
湧水町中津川
吉松橋下
橋脚

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

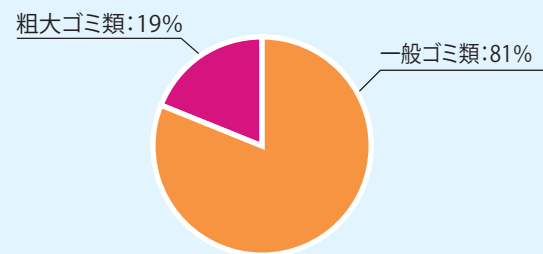
令和5年 川内川ゴミマップ(上流域③:えびの市)

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

- :一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
- :粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
- :産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

発見件数(令和4年度)

一般ゴミ類: 13件
粗大ゴミ類: 3件
産業廃棄物: 0件
合計: 16件



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 10.2袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 0.8袋
ペットボトル 1.4袋
空缶・ビン類 1.7袋

※ゴミ袋は90Lを使用。

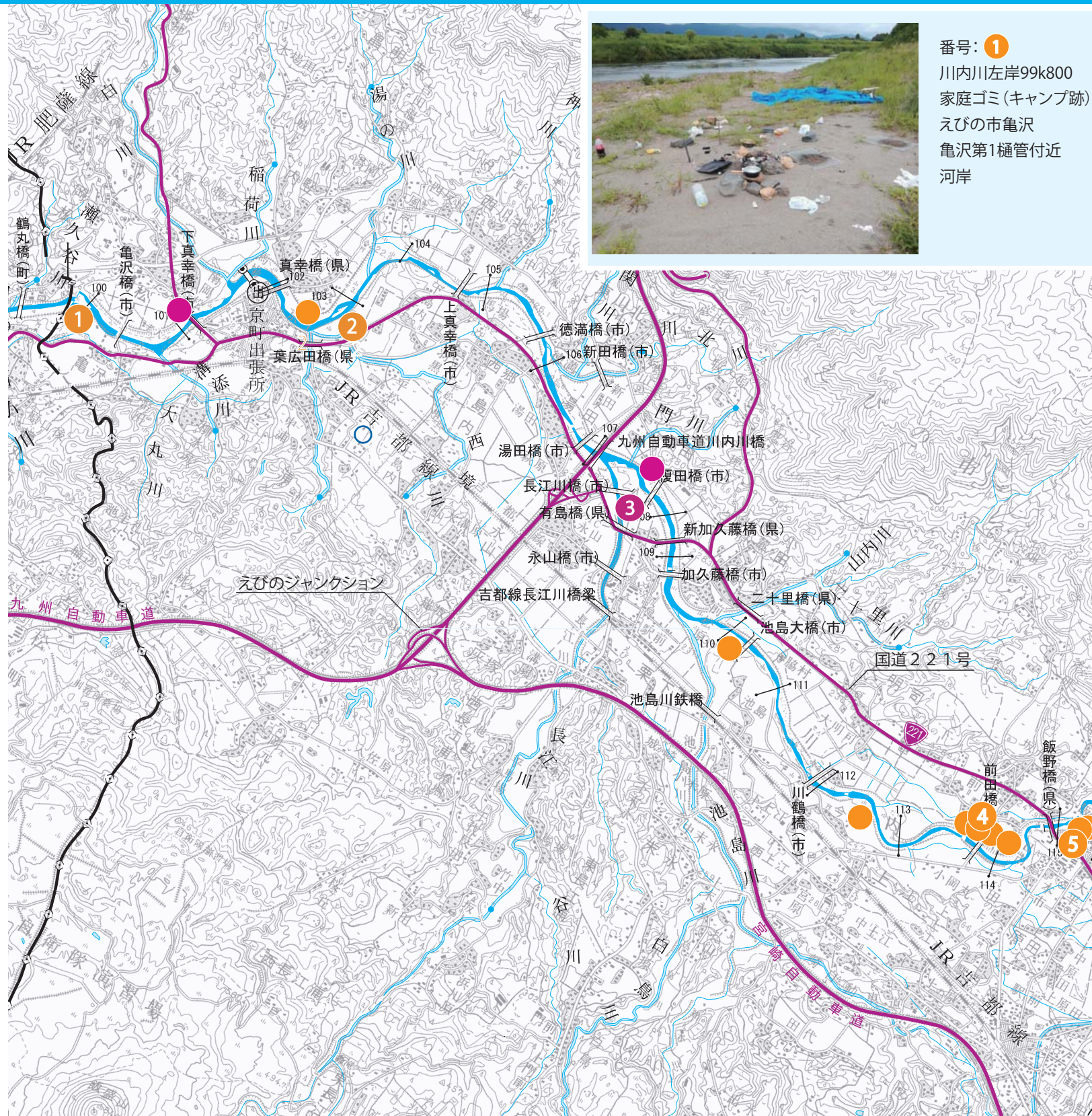
粗大ゴミ類
粗大ゴミ 4.0個

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



番号: ①
川内川左岸99k800
家庭ゴミ(キャンプ跡)
えびの市亀沢
亀沢第1樋管付近
河岸

投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ②
川内川左岸102k800
家庭ゴミ
えびの市向江
西境川水門下流
堤防天端



番号: ③
川内川左岸107k800
布団類
えびの市栗下
榎田橋桁下
高水敷



番号: ④
川内川右岸113k800
家庭ゴミ
えびの市前田
前田橋桁下
低水護岸



番号: ⑤
川内川左岸115k200
家庭ゴミ
えびの市原田
飯野橋上流
高水敷

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)